



大津市公報

令和 6 年 6 月 1 日
号 外（第 41 号）

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次

- 告 示
- 126 令和6年度の国民健康保険料に係る保険料率等について…………… 1
- 教 育 委 員 会 規 則
- 5 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則…………… 2
- 教 育 委 員 会 教 育 長 告 示
- 2 公印の改刻について…………… 2

告 示

大津市告示第126号

令和6年度の国民健康保険料に係る基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額（以下「国民健康保険料の賦課額」という。）の保険料率、国民健康保険料の賦課額の減額に係る額並びに未就学児及び未就学児がある世帯に係る国民健康保険料の均等割の賦課額を次のとおり決定したので、大津市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号。以下「条例」という。）第13条第3項（第18条第3項、第18条の3第2項及び第18条の3第5項において準用する場合を含む。）、第13条の5の5第3項（第18条第4項において準用する同条第3項において更に準用する場合、第18条の3第3項において準用する同条第2項において更に準用する場合及び同条第6項において準用する同条第5項において更に準用する場合を含む。）及び第13条の9第3項（第18条第5項において準用する同条第3項において更に準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

1 国民健康保険料の賦課額

	基礎賦課額の保険料率	後期高齢者支援金等 賦課額の保険料率	介護納付金賦課額の 保 険 料 率
所 得 割	100分の7.1	100分の2.7	100分の2.6
被保険者均等割	1人について 28,500円	1人について 11,100円	1人について 11,100円
世帯別平等割	1世帯について 19,200円	1世帯について 7,500円	1世帯について 5,400円

2 条例第18条第1項（同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）に規定する国民健康保険料の賦課額の減額に係る額

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等 賦 課 額	介護納付金賦課額
条例第18条第1項第1号アに規定する額	19,950円	7,770円	7,770円
条例第18条第1項第1号イに規定する額	13,440円	5,250円	3,780円
条例第18条第1項第2号アに規定する額	14,250円	5,550円	5,550円
条例第18条第1項第2号イに規定する額	9,600円	3,750円	2,700円
条例第18条第1項第3号アに規定する額	5,700円	2,220円	2,220円

条例第18条第1項第3号イに規定する額	3,840円	1,500円	1,080円
---------------------	--------	--------	--------

- 3 条例第18条の3第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）及び同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）に規定する国民健康保険料の均等割の賦課額

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額
条例第18条の3第1項に規定する額	14,250円	5,550円
条例第18条の3第4項に規定する額（第18条第1項第1号に掲げる納付義務者に対して課する場合に限る。）	4,275円	1,665円
条例第18条の3第4項に規定する額（第18条第1項第2号に掲げる納付義務者に対して課する場合に限る。）	7,125円	2,775円
条例第18条の3第4項に規定する額（第18条第1項第3号に掲げる納付義務者に対して課する場合に限る。）	11,400円	4,440円

教 育 委 員 会 規 則

大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。
令和6年6月1日

大津市教育委員会
教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第5号

大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
大津市教育委員会公印規則（平成10年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
別表第1職印の表滋賀県大津市立仰木小学校長之印の項中「方21」を「方18」に改める。
別表第2職印の項第99号を次のように改める。
(99)

滋 賀 県 大 津
市 立 仰 木 小
学 校 長 之 印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 教 育 長 告 示

大津市教育委員会教育長告示第2号

公印を改刻したので、大津市教育委員会公印規則（平成10年教育委員会規則第1号）第5条において準用する大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。
令和6年6月1日

大津市教育委員会
教育長 島 崎 輝 久

職印

公印の名称	用 途	管 守 者	使用開始期日	印 影
-------	-----	-------	--------	-----

滋賀県大津市立仰木小学校校長之印	校長名をもって発する文書用	仰木小学校長	令和6年6月1日	新
				
				旧
				

大 津 市 民 憲 章

わたくしたち大津市民は

一、郷土を愛し

琵琶湖の美しさをいかしましょう

一、豊かな文化財をまもりましょう

一、時代にふさわしい風習を

そだてましょう

一、健康で明るい生活につとめましょう

一、あたたかい気持ちで

旅の人をむかえましょう